

なすしおばらパートナーシップ宣誓制度の導入について

那須塩原市では、性的マイノリティ（性的少数者）である同性の2人が、本人の意思に基づき、お互いを人生のパートナーとして、日常生活で、経済的、物理的、精神的に協力しあうことを約束した関係であることを市長に対し宣誓し、那須塩原市がその事実を公的に証する「なすしおばらパートナーシップ宣誓制度」を令和4年10月1日から導入します。

■ 手続き方法

- ①宣誓日の調整（事前予約）
- ②宣誓（2人が揃って市民協働推進課ダイバーシティ推進係へ来庁）
- ③宣誓証明書を受領（宣誓書受領カードは、パウチをして後日郵送）

■ 宣誓カードの提示により利用できる主なサービス

- ① 公営住宅の入居申し込み
- ② 公営墓地の永代使用許可申請、承継届
- ③ 病院での面会等（栃木県の導入により）
- ④ とちぎ結婚応援カード（とちマリ）の利用（栃木県の導入により）
- ⑤ 金融機関の住宅ローン
- ⑥ 生命保険の死亡保険金受取人

